

未契約世帯に対する受信契約と受信料および割増金の支払いを求める民事訴訟について

本日、大阪府内の5世帯について、放送受信契約の締結と受信料および割増金の支払いを求める民事訴訟を大阪府内の簡易裁判所(大阪簡易裁判所3件、豊中簡易裁判所1件、吹田簡易裁判所1件)に提起しました。

受信料の適正かつ公平な負担を図ることを目的として、放送法が改正され、2023年4月から、「正当な理由がなく期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」等に割増金を請求することができる制度が導入されました。

今回の5世帯は、契約締結をお願いする文書の送付や電話・訪問などにより誠心誠意説明し、丁寧な対応を重ねてまいりましたが、応じていただけなかったため、やむを得ず最後の手段として、割増金の請求を含む民事訴訟の提起に至りました。大阪府内で、割増金の支払いを求める民事訴訟を提起するのは初めてです。

割増金の運用については、国会の附帯決議でも、受信契約についての理解を得るため最大限努力しつつ、個別事情に配慮し、適切な対応を行うこととされています。こうしたことから、今後も対象となる事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用してまいります。

【NHKコメント】

NHKは、ご理解ご納得のうえ契約していただくことを基本としており、誠心誠意の説明を行いました。が、どうしても契約の締結に応じていただけなかったため、個別事情を総合勘案したうえで、やむなく割増金の請求を含めた提訴に至りました。今後も公平負担の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

参考

割増金とは

- 割増金は、受信料の適正かつ公平な負担を図ることを目的として、放送法に規定されたものです。
(2022年10月施行)
- 割増金は、「不正な手段により受信料の支払を免れた場合」と「正当な理由がなく期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」に対象となります。
- 割増金は事由に該当する場合に請求することができるようになりましたが、NHKの公共的価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得して受信契約のお手続きや受信料のお支払いをいただくという、これまでのNHKの方針に変わりはありません。

【参考】 割増金に関するよくあるご質問 (NHKホームページより)

Q. なぜ割増金を運用するのか。どのように運用していく考えなのか

- 2022年10月施行の放送法に、受信料の適正かつ公平な負担を図ることを目的として割増金の規定が設けられたことを受けて、どのような場合に割増金の対象となるのかについて、具体的に受信規約に規定しました。
- 割増金は事由に該当する場合に請求することができるようになりましたが、NHKの公共的価値や受信料制度の意義に共感していただき、納得して受信契約のお手続きや受信料のお支払いをいただくという、これまでのNHKの方針に変わりはありません。
- そのため、割増金については、対象となる事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、お客様の個別事情を総合勘案しながら、運用してまいりたいと考えています。

Q. 割増金はいくら支払わなければならないのか

- 「不正な手段により受信料の支払いを免れた場合」は、支払いを免れた受信料に加え、その受信料の2倍に相当する額の割増金のお支払いが必要となります。(受信規約第12条第1項)
- 「正当な理由なく期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」は、受信機設置の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの受信料に加え、その受信料の2倍に相当する額の割増金のお支払いが必要となります。(受信規約第12条第2項および第3項)
- なお、いずれの場合も、受信料のお支払いが必要な期間のうち、割増金の対象となるのは、2023年4月以降の期間分の受信料の2倍に相当する額となります。(受信規約付則第5項～第9項)

Q. 割増金の対象となる「不正な手段により受信料の支払いを免れた場合」の不正な手段とは何か

- 「受信契約の解約」の届け出や「受信料の免除」の申請において、記載内容に虚偽などがあった場合等が該当します。(受信規約第12条第1項)

Q. 割増金の対象となる「正当な理由がなく期限までに受信契約の申込みをしなかった場合」とは何か

- 受信規約第3条に規定している「受信契約の申込み期限(受信機の設置の月の翌々月の末日)」までに、正当な理由なく受信契約書の提出がない場合が該当します。(受信規約第12条第2項および第3項)
- たとえば、4月に受信機を設置された場合は、同じ年の6月末日が受信契約の申込み期限となります。
- 「正当な理由」の具体的な事例としては、非常災害や急な疾病・事故等で受信契約書を期限までに提出することが著しく困難だったことが、客観的に認められる場合などがあたるかと考えています。

Q. テレビ等の受信機を設置した場合、いつまでに受信契約の申込みをしないと割増金の対象となるのか

- 受信契約の申込み期限は、「受信機の設置の月の翌々月の末日」までとなります。(受信規約第3条第1項および第2項)
- たとえば、4月に受信機を設置された場合は、同じ年の6月末日が受信契約の申込み期限となります。

Q. 地上契約を締結しているが、衛星受信機を設置した場合も期限までに申込みをしないと割増金の対象となるのか

- 地上契約を締結されていて、新たに衛星受信機を設置された場合も、受信契約の申込み期限は、「受信機の設置の月の翌々月の末日」までとなります。(受信規約第3条第2項)
- たとえば、4月に衛星受信機を設置された場合は、同じ年の6月末日が衛星契約の申込み期限となります。

Q. 割増金を恣意的に運用することはないか

- NHKとしては、文書・電話・訪問などさまざまなアプローチを通じて、受信料制度の意義や公共放送の役割を丁寧にご説明したうえで、割増金の対象となる事由に該当するか、割増金の請求を行うかどうかを個別に判断していく考えです。恣意的に割増金を運用していると受けとられないよう十分留意してまいります。

■ 2024年3月14日 報道資料

[未契約世帯に対する受信契約・受信料および割増金の支払いを求める民事訴訟の初めての司法判断について \(nhk.or.jp\)](https://www.nhk.or.jp)